

諮問 第233号

兵庫県河川審議会

総合治水の推進について（諮問）

総合治水の推進について、兵庫県河川審議会条例第2条第4項の規定により諮問
します。

平成23年3月25日

兵庫県知事 井戸 敏



【諮問理由（総合治水の推進について）】

兵庫県では、平成 16 年、21 年に発生した記録的な集中豪雨により、洪水が河川から氾濫し、甚大な浸水被害が発生した。

また、近年、都市部等において局地的大雨により、河川に至るまでの水路等からの氾濫による浸水被害も頻発している。

最近の降雨状況を見ると、1 時間に 80 ミリを越す猛烈な雨が降るなど、集中豪雨や局地的大雨が増加する傾向にあり、このような災害は、今後どこでも起こりうる状況である。

このような浸水被害を軽減するためには、河川整備やダム建設等を行う「河川対策」を推進することが重要であるが、「河川対策」を行ってもなお、想定を超える降雨や河川に至るまでの水路等からの氾濫による浸水被害が発生する可能性があるなど、河川対策のみによる対応には限界がある。

このため、集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するためには、「河川対策」とあわせて、河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を行う「総合治水対策」を実施する必要がある。

県では、「総合治水対策特定河川」に指定されている猪名川や、来年度「総合治水対策」に着手する武庫川など、都市部の河川で「総合治水対策」に取り組んでいるが、流域対策・減災対策は河川区域外の対策で、河川法の適用外となり「よりどころ」が無い、全国でも実績が少ない対策なので、県民が必要性を理解しにくく、協力を得られにくい、という課題がある。

以上のことから、県内のどこでも起こりうる集中豪雨や局地的大雨に対して県民の安全・安心を確保するため、今後、「総合治水対策」を全県で推進していく必要がある。

このため、県では、県民総意で総合治水に取り組む枠組みを明らかにするための条例制定に向けた検討を開始しており、技術的、専門的見地から審議いただくため、諮問するものである。